

日銀業第456号  
2021年8月31日

取引官署  
取引金融機関等 御中

日本銀行業務局

日本銀行業務局・支店業務課窓口における書類等交付時の受取人確認について

平素より弊行業務ではお世話になっております。

さて、日本銀行業務局および支店業務課では、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を受けた金融機関等の皆様からのご要望を踏まえ、弊行窓口への来店回数削減に向けた取組みを進めております。

こうした中、感染症対策を十分に講じつつ、窓口業務を正確かつ円滑に行う観点から、本年9月15日以降、以下のとおり受取人確認をさせていただきますので、ご協力の程宜しく申し上げます。

#### 1. 番号札等による確認

弊行窓口において取引証票等をご提出頂き、その場で直ちに受取人確認用の番号札等を交付させて頂く場合は、以下2.の確認は不要とします。

#### 2. 職員証や確認書面等による確認

上記1. 以外の場合には、下表の方法で受取人の確認をさせていただきます。

ご来店者	窓口での確認方法
① 受領先の職員である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職員証をご提示ください。</u></li> <li>・ ご提示頂いた職員証に記載されている所属名を確認させていただきます。</li> </ul>
② 受領先から委託を受けた先の職員である場合 — 子会社や警送会社などに受取事務を委託している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>予めご来店される委託先職員に確認書面をお渡し頂き、弊行窓口でご提示頂くようお願い計らいください。</u></li> <li>— 確認書面の書式につきましては、弊行関係窓口ないし以下の照会先にお問合せください。</li> </ul>
③ 上記①または②の確認が難しい場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご来店頂いた方の所属名・氏名を聴取の上、その方に書類等をお渡しして問題がないか<u>電話にて確認させていただきます。</u></li> <li>— 予めお知らせ頂いている連絡先にお電話致します。確認が取れない場合、書類等をお渡しすることができなくなる可能性がございます点、ご承知置きください。</li> </ul>

—— 上表の確認にご対応頂くのが難しいご事情等ございましたら、弊行関係窓口ないし以下の照会先にお問合せください。

<本件に関する照会先>  
 日本銀行 業務局 総務課 総合企画グループ  
 丸山 (03-3277-2072)、瀧谷 (03-3277-2053)

以 上